

助成 生ごみ処理機器購入助成

ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器を購入した方に購入費の一部を助成します。なお、生ごみ処理機については、助成額を15,000円から12,000円に引き下げます。この制

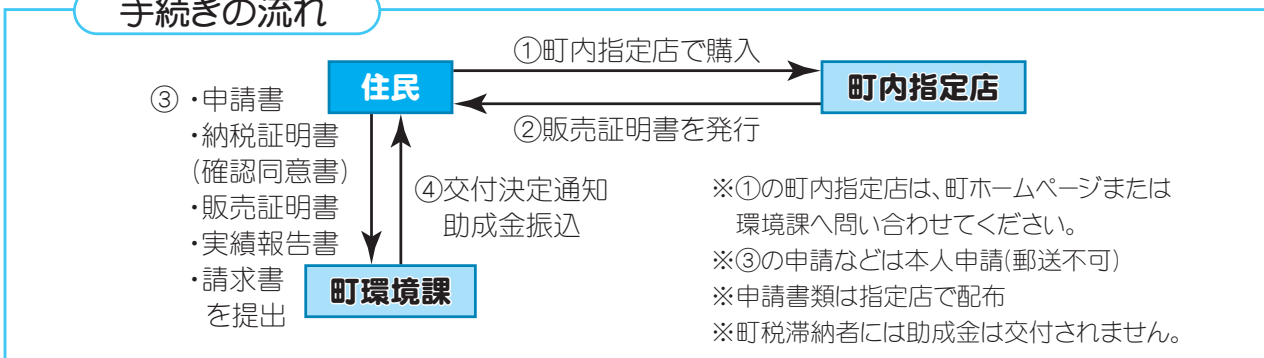
度を利用し、ごみの減量化・資源化に取り組みましょう。

- 対象 町内在住、町内指定店で購入する方
- 問い合わせ 環境課 内線284

助成する処理機器	生ごみ処理機	生ごみ処理容器
※交換用の資材、オプションなどの追加品および業務用対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・電気などにより乾燥させる方式 ・電気などにより加熱しバクテリアにより分解する方式 (例：電気式生ごみ処理機) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気などの動力を使わず、バクテリアにより分解する方式(アスパ容器は除く。) ・底部がなく、水分が地中に浸透する地上設置方式(例：コンポスト)
助成額	購入価格の2分の1 12,000円を限度 (消費税を含む。)	購入価格の2分の1 3,000円を限度(消費税を含む。)
助成数	1世帯1基まで	1世帯2基まで

※助成後5年間は新たに助成不可

手続きの流れ



融資制度

■小規模企業等振興資金

●資金使途

事業に必要な運転資金および設備資金を固定・低金利で融資

- 対象 町内で事業を営む中小企業者
(個人、会社、医療法人、企業組合)

■セーフティネット

●資金使途

不況による業績の悪化、経済環境の急激な変化の中で、経営の安定のために必要な運転資金および設備資金を融資

●対象

町内で事業を営む方で、中小企業信用保険法の規定に基づき東浦町長の認定を受けた特定中小企業者

●その他

いずれも信用保証料を県信用保証協会へ支払った方は、町の補助金の対象です。詳細については、問い合わせ先へお尋ねください。

●問い合わせ

商工振興課(勤労福祉会館内)

☎83-6118

県信用保証協会とは…

中小企業の方が金融機関から事業に必要な融資を受けるとき、その保証人となってサポートする公的機関です。多様な資金ニーズに応えるため、さまざまな保証制度を用意しています。

●問い合わせ

県信用保証協会 総合相談室

☎0120-454-754

🌐<http://www.cgc-aichi.or.jp/>